

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○伊藤委員長 次に、金子恵美君。

○金子（恵）委員 立国社共同会派の金子恵美でございます。よろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルスで亡くなられた皆様方に心から哀悼の意を表しますとともに、今なお病床にある皆様方の早期御回復を心よりお祈り申し上げます。

そしてまた、新型コロナウイルスとの戦いをさしている医療従事者の皆様方を始めとして、私たちの命と生活を守っている全ての皆様方に心から敬意と感謝の意を表したいと思います。

そして、そのような方々、医療従事者の方々、御家族、そしてまた罹患された皆様方、御家族、そういう方々に対する心ない言葉や対応というのがあるということでございます。極めて残念であります。

このような差別やいじめが今社会に存在しているわけでありませけれども、振り返りますと、東電の福島第一原発事故後、私たち福島県民に向け

られた差別、特に県外避難者の方々に対するいじめや差別というものと重なる部分があるなというふうに感じているところでもあります。あのときも、福島県民は、放射能にだけではなくて、人に傷つけられたという現状がありました。そして、今は、ウイルスにだけではなくて、人に傷つけられている。そして、心のケアも必要となっている人たちがふえているのではないかとこのように思います。

政府としては、この不当な差別や偏見を防止するためのテレビスポットCMなどを流して取組をしているとは言っているのですが、それだけではなくて、やはりしっかりと心のケアを改めてするということが必要になってくるのではないかとこのように思っております。

それで、この心のケアについてどのように進めるのか、そしてまた、原発事故の際の教訓を生かすべきというふうにも考えますけれども、きょうは小島厚労政務官にもお話をいただいておりますので、御答弁よろしくお願いいたします。

○小島大臣政務官 お答えいたします。

先ほど先生がおっしゃるように、こうした感染症とか感染の患者とか医療関係者、また家族の方々に対して、非常にこうした差別とか偏見、本当に許されない、このように思っております。

そういう中で、先般の五月の十四日の専門家会議におきまして、偏見や差別の撲滅については、「疾患に対する正しい認識の周知に努めるとともに、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切に取り組むべきである。」というふうに専門

家会議でも言っております。そういう中で、国民の方々に正しい感染症の知識とか予防等を正しく理解していただくということが重要であろう、このように考えております。

このため、厚生労働省といたしましたは、同時に、国立感染症研究所におきましては、国民の皆様様に正確な情報を周知するため、新型コロナウイルスに関する基本情報や感染予防策など重要な情報につきまして、ホームページを開きまして周知をしているところでございます。

さらに、コールセンターを設置いたしましたして、週末や祝日も含めまして、国民の皆様からの問合せにしっかりと対応しているところがございます。

同時に、国もですけれども、都道府県とか指定都市におきまして、設置しております精神保健福祉センター等におきまして、しっかりとそうした心の悩み等対応しているところがございます。

いずれにしても、しっかりと国民の方々の偏見がなくなるようにこれからも努力したい、このように考えております。

○金子（恵）委員 ありがとうございます。

震災後、被災者の心のケア支援事業というものが存在をしているということで、今に至っております。

今回の法改正によって復興庁は十年間延長というところでありますが、心のケアについては五年の区切りとか十年の区切りで終わるものではないというところで、今後、この心のケア等の被災者支

ども、これは重要な観点だというふうに思っていますので、今後の、コロナ後のことも含めまして、私たちは今考えていかななくてはいけないというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願いを申し上げますたいと思います。

次に参りますけれども、また、ちよつと資料の二枚目を見ていただきますが、極めて残念なんです。私が、私の地元の福島で、災害公営住宅で孤独死をされた方の記事が地元紙に掲載されて、課題といたしましては、そもそも、災害公営住宅自体が孤立化している状況になっていないだろうか、そこにお住まいの皆様方が孤立化している状況にあるだろうという、そういう部分から、今回、新型コロナウイルスの問題で見守りが困難になってしまったということで、死後二カ月もたっていたということでありました。

面的に広く帰還困難区域がある浪江町から避難をされている方がありますが、ですので、浪江町の社協の皆様もきつと頑張つてこられたのだろうと思います。しかし、今回のようなコロナウイルスの問題があつたということで、見守りについても新たな形でいろいろ考えていかななくてはいけないだろうというふうに思っていますし、新しい生活様式というふうに言っていますけれども、どのような形で命とそして人々の生活を守っていくかということもこれからもしっかりと検討していかなくてははいけないというふうに思っていますので、すけれども、災害公営住宅における孤独死の現状についての御認識をお伺いします。

○田中国務大臣 今御指摘の事案について、私も

新聞の報道記事も拝見しましたけれども、本当に痛ましいことであり、まことに残念なことでございまして、亡くなられた方に対しまして心より御冥福をお祈りを申し上げます。

ウイルス感染症の拡大防止策を講じつつ、被災者への見守り支援を継続することは本当に重要でございまして、厚労省が留意事項を示した事務連絡を發出したと承知をしております。

復興庁においても、自治体等から被災者支援事業の内容変更等の相談があれば、柔軟にに応じてまいりたいと思っております。

また、災害公営住宅等に転居された方の孤独死の防止についても、日ごろから孤立の防止やコミュニティづくりが非常に重要でございまして、このために、自治会の形成支援や交流会の開催などのコミュニティ形成支援、生活支援相談員による見守りの実施、生きがいづくり等の心の復興などの自治体の取組を被災者支援総合交付金によって一生懸命応援もしてまいりました。

昨年取りまとめた復興の基本方針において、復興・創生期間後もこうした支援を継続することとしておりまして、引き続き被災者に寄り添った取組を推進してまいりたいと思っております。

特に今、コロナのことで大変な事態が起こつておるわけでもございまして、この現実にも即して対応していかねばならない、この思いを強くしております。

○金子（恵）委員 ありがとうございます。そもそも、まずは、コミュニティの形成等が難しい状況でもあつたというふうに思いますし、

例えば、私、前回の委員会でも、福島大学や岩手県立大学の研究グループ等が行ったアンケート調査について触れさせていただいたんですけども、その中で、例えば、困り事を相談する相手がいないと半数近くが回答し、誰が入居者かわからないと約七割が回答しているという災害公営住宅の状況であります。

そこに、今のような新型コロナウイルスの感染症の問題が出てきているということでもありますので、二重三重で厳しい孤立化が進みつつあるということも理解をいただいで、御対応いただきたいというふうに思います。

時間の関係で次に行かせていただきますけれども、ちよつと一つ質問を飛ばさせていただきます。復興財源に充てる政府保有株式の売却の見通しについて伺いたいと思えますが、その前に、小島政務官、ここまでで、御退席いただいで結構でございますので、コロナ対策、ぜひ頑張つていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員長 政務官、退席していただいで結構です。

○金子（恵）委員 それでは、続けまして、本会議でも私は質問させていただきまして、財源確保、どうなるんだということでありましたけれども、復興特別所得税の税収の上振れの実績を踏まえて、この税収の上振れ分で賄うことができるから、復興・創生期間後五年間の復興財源は、新たな財源の確保というのは必要がないというようなことを政府はおっしゃっている。

本当にそれで大丈夫なのか。このコロナ禍の中

で、新型コロナウイルスの経済への深刻な影響というのがある中で、その上振れ分というものは本当に大丈夫なのか、確保できるのかということも本会議で質問させていただきました。短期的な影響であつて、長期的には影響はないから大丈夫だという御答弁ではあつたんですが、復興財源の確保というのは本当にとても重要な部分でありまして、これがなければ何もできないわけです。幾ら十年間延長する、五年間これをやる、あれをやると言つてもだめです。

ですから、しっかりとここは担保していきたいと思つていただいても、復興財源に充てる政府保有株式の売却の見通しについてお伺いさせていただきたいんですが、一つは、日本郵政株式

復興財源の一つとして、政府保有の日本郵政株式会社株式の売却収入が充てられているわけです。これまで、一次、二次と売却し、約二・八兆円の収入を得ていますけれども、政府が目標としているのは四兆円です。ですから、残りの約一・二兆円の売却収入が確保できていないということになります。

では、実際に、昨年の五月、三次売却に向けて準備はしたのですけれども、かんぽ生命保険の契約締結に当たり不正な行為が発覚したということで、株価が急落しました。そのことによつて、なかなかその売却収入の確保というのはいきなり、難しくなつてきているという状況であります。まずは、市場動向を正確に見きわめながら、把握しながら、復興債の償還費用が少しでも多く得られ

るような、適切な時期を見定めるといふことが必要になつてくるというふうにも思います。

もう一点は、東京メトロ株であります。これも復興財源に資するということですが、売却のためには、政府は、まず上場しなければならぬということでありまして、ただ、同じく東京メトロ株を保有する東京都が上場に慎重な姿勢を示しているので売却のめどが立っていないと報じられてもいます。

この二つの株式について、ぜひしっかりと復興財源に充てる方向づけをしていただきたいというふうに思いますけれども、きょうは、井上財務政務官おいででございますが、御答弁をお願いいたします。

○井上大臣政務官 御質問ありがとうございます。もうほとんど金子先生がお答えになられたような内容になるかと思つておりますけれども、今お話しただきましたとおり、復興財源の政府保有株式、日本郵政と東京メトロについて御質問いただいております。

今お話がありましたとおり、これまで二度の売却をして、二・八兆円の売却収入を得たところであります。昨年五月には、三次売却に向けて実際の売却時期を検討しております。そういう状況下の中で、実際、売却の時期というのは、株式市場の動向等、日本郵政の、今お話があつたとおり、経営状況を注視しながら慎重に検討していきたいというふうに思つておいて、確実な財源を確保したいというふうに思つております。

次に、東京メトロの株式については、東京メト

ロも完全民営化するというところで、地下鉄株式会社法の趣旨を踏まえて、主務官庁である国土交通省と東京都ともに、売却に向けた調整をさせていただいております。

これらの株式は、国民共有の貴重な財産でもありますので、適切に売却することで復興財源を確保できるように行つていきたいというふうに思つております。頑張ります。

○金子（恵）委員 最後に政務官から頑張りますというお言葉もいただきました。ぜひよろしくお願ひしたいと思いますし、東京メトロ株については東京都との調整というのが必要であるということでありまして、郵政の方は、かんぽ生命保険の問題への対処状況というものをどういうふうに評価するか、そしてまた、今後株価がどうなつていくかということをしつかりと見きわめていくということにもなつていくというふうに思つたので、ぜひ、財源確保、よろしくお願ひしたいと思つております。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

それでは、次の質問に参ります。

ちようど十五日に開かれました福島新エネ社会構想実現会議において、構想の骨子案、展開の方向性というものが、それが示されました。福島県が発信源になつて、再生可能エネルギーの聖地となつて、そして、これが日本全国に広がればいいなという願ひを持っているところでございまして、国や県、これがもちろん両輪になつてやっていますが、やはり地域の皆さんも一体となつてこれを進めていくということも重要である

うかというふうに思います。

どのような構想で、どのように今後進めていくのか、中野経産政務官おいででございます、よろしく願います。

○中野大臣政務官 金子委員の御質問にお答え申し上げます。

委員御質問になりました福島新エネ社会構想は、福島を未来の新エネルギー社会を先取りをするモデル創出の拠点とすることを目指しまして、再生可能エネルギーの導入拡大、水素社会実現に向けたモデルの構築、そして、スマートコミュニティの構築の三つを柱としまして、総理の指示のもと、二〇一六年九月に策定いたしました。

本会議の関係者を構成員とした福島新エネ社会構想実現会議を定期的開催し、進捗状況の報告を行うことで、それぞれの取組を着実に進めていております。

そして、御質問いただきました、先日の十五日には実現会議を開催をしまして、これまでの取組の成果も踏まえながら、二〇二一年度以降の第二フェーズに向けてまして、今後のさらなる展開の方向性を提示をさせていただきました。

具体的には、一つは、再エネ社会の構築に向けまして、風力発電の産業拠点を創出することなどにより、再エネのトップランナーの県としての最先端の取組を加速をすること、そしてもう一つは、水素社会の構築に向けまして、計画的な水素ステーションの整備、また、燃料電池自動車、バス、トラックなどの導入、公共施設等における水素の活用などの推進など、この第二フェーズを社会

構築、実装への展開とするための取組を盛り込ませていただきました。

今後、本構想の改定に向けた議論を進めまして、これらの取組を実現させていくためには、福島県はもろろんのことでございますが、実現会議の構成員でもございます福島県の商工会議所連合会などからもよく御意見をお伺いしながら、まさに委員がおっしゃったような、地元と一緒にということが一番大事であると思っております。地元企業と一緒に本構想をしっかりと進めてまいります。

○金子（恵）委員 地元と一体となりながらも、そしてこれをしっかりと全国に、そして世界に発信していく仕組み、ぜひつくっていただきたいと思っております、よろしく願います。

次に、環境副大臣、石原副大臣おいででございますので、汚染土の再生利用について、除染の除去土壌の再生利用、これについておたじしたいと思っております。

省令改正、四月にもということだったと思いますが、それは断念されたということですか。多くのパブリックコメントがあつて、慎重にとりお声だったということでありまして。一方で、今、実証事業が行われていて、南相馬市の東部仮置場、そして飯館村の長泥地区、この二カ所で行われているわけです。

中間貯蔵施設がどうなっていくのか、最終処分場がどうなっていくのか、こういうことと全て一緒に一体となつてこの議論を進めていく必要があると思います。

こここのところの話題としては、飯館村では帰還

困難区域の避難指示を一括解除する方針案をまともめているわけですし、特定復興再生拠点区域外の除染を今後どうするか、実施するのかどうか、そのことについてもまだ国としては決めていないわけですし、そのことを検討しながらも、やはり、放射能で汚れてしまった地域をどのように再生していくかという課題になつていくんだというふうに思います。

今後、この具体的な検討をどのように進めていくか、改めて副大臣にお伺いしたいと思います。

○石原副大臣 いろいろな論点が重なつて言われたいんですけども、再生利用について御説明をさせていただきます。

福島県内における土壌等の除染等の措置により生じた汚染土壌等については、中間貯蔵開始後三十年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることとされており、削減、再生利用を進めているところであります。

再生利用の推進に当たっては、地元の皆様の御理解が重要であり、先ほど金子先生が言われたように、地元の皆様の御理解をいただきながら、実証事業を二つの場所で実施をさせていただいております。今お話がありましたように、南相馬市の東部仮置場と飯館村長泥地区において盛土を造成して、空間線量等のモニタリング結果から安全性も確認をしているところであります。

飯館村長泥地区においては、試験栽培等により、農地としての安全性を確認中でございます。今年度もさまざまな作物の試験栽培を実施をしよう

としております。そういう観点からも、実は、政令の見送りというのでも、飯館村の方からも御意見もいただきまして、パブリックコメントもありました。ことすけれども、判断をさせていただきます。ことすの飯館村の新たな作物の栽培の結果、成果等も踏まえて、更に再生利用の検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにせよ、再生利用の必要性や放射線にかかわる安全性等については、理屈だけではなくて、信頼を得られるように、実証事業の結果等を含め、丁寧な説明をしつかりと行って、関係省庁とともに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○金子（恵）委員 農地として、食べる農作物をつくる実証事業を進めるということだというふうなふうに思っていますけれども、今までは花などをつくつていて実証実験をやっていたということでありまして、今度も、今度は食べるものをつくるわけですよ。そうすると、やはりそこからまた新たな風評被害等が起こるのではないかと、そういうことも含めて、しっかりと対応していく課題というものが出てくるのだと思います。

今、情報発信をしつかりやるというふうにおっしゃったんですけれども、そこは本当に丁寧にやっていますかという御理解というのはなかなか得られないものではないかというふうに思います。そしてまた、危険なものとは危険とちやんと違っていくべきだと私は思いますので、人の命を守るという点でも、環境省はもちろんそれを進めてきたわけですから、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

ます。

それでは、最後の質問になりますけれども、今農作物を除去土壌でつくってみようという、そういう取組を、実証実験の話もありますけれども、営農再開をしつかりと沿岸部でもやっていますというところでありますが、今回の福島復興再生特措法の一部改正案には、被災十二市町における営農再開に向けた農地の利用集積の促進をするために、福島県が計画を作成、公示し、所有者不明農地も含めて一体的に権利設定できる仕組みを導入するということが、そしてまた、六次産業化施設の整備の促進のために、計画に記載することで農地転用等の特例を適用するということが盛り込まれているわけです。

これをするためにもだというふうには私は理解をしておりますが、今年度から、この十二市町村に農水省の職員の方々が一名ずつ張りついているということでもあります。私はやはり、以前から申し上げているんですが、しっかりと被災地のことを理解してくださっている方々に行っていたこと、ということをお願いと、それと、やはり腰を据えて対応していただきたいわけなので、頻繁に職員の方の入れかえというのがあってはいけないというふうに思っているんです。

営農再開というのは、本当に中長期的に対応しなくてはいけない内容となっていると思います。副大臣、いつも福島にお運びいただいております。どうぞございます。御答弁をお願いいたします。

○伊東副大臣 原子力被災十二市町村におきましては、営農再開面積がまだ約三割というところに

とどまっております。再開に当たって担い手の確保やあるいは農地の利用集積は重要な課題になっているところでもあります。

今先生からお話がありましたように、農水省では、本年の四月から、三十二名の体制によりまして、この十二市町村に対する人的支援を行っているところでもあります。十二市町村派遣職員は十四名、この市町村派遣職員のサポートチーム十八名でありまして、東北農政局勤務経験者が大半であります。

この十二市町村に派遣された職員は、整備を要する農地面積等の基本データの収集、分析、また関係者との意見交換やニーズの把握等を支援をしているところでもあります。

今般御審議をいただいておりますこの福島復興再生特別措置法の改正におきましては、営農再開の加速化に関する特例を規定するとともに、四月から、派遣職員が核となりまして、福島県あるいはJAまた官民合同チーム等と一体となつて、この十二市町村で、それぞれ異なるニーズがあるものでありますから、現場のニーズをしつかり踏まえながら、帰還者やあるいは移住者等の促進による担い手づくり、集約化による営農基盤の確立に向けて全力で取り組んでまいりたいと思います。

○金子（恵）委員 時間が参りましたので、これで終了させていただきます。ありがとうございました。